

## 原子力発電所事故に対する緊急決議

東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所は全ての電源喪失により冷却機能を失い、燃料棒の露出や水素爆発など、あってはならない原子力事故を起こし、放射性物質を大量に放出して未だに原子炉を制御できない状況が続くなど国民を震撼させる事態となっている。

この原子力事故により、原子力緊急事態宣言が発せられ、避難指示・屋内退避指示の対象は防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）を大幅に超え、自治体そのものが避難を余儀なくされている現状において、事故収束の目途も立たず長期化が予想され、地元自治体及び住民の混乱と不安は頂点に達している。

今般の事態に、原子力発電所の安全確保について一元的責任を有する国を信頼してきた立地自治体はもとより周辺市町村は、強い衝撃を受け非常に重く受けとめている。

放射性物質の放出による住民の被ばく、飲料水や農業・畜産・水産物の汚染などは、広域的かつ深刻な被害をもたらし、また、風評被害などにより社会経済活動へ深刻な影響を与えている。

原子力発電は、安全性の確保が大前提であり、国民の安全安心の確保は如何なる事態においても揺るぐことのない第一条件である。

従って、今回の事故の徹底検証はもとより、検証に基づいた安全対策等を早期に講じる必要がある。一方で、政府は、中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を要請し、現在、その運転を停止しているところである。

国はこの事態を国家の危機と受け止め、国の責任において国の総力を結集して、国民の安全安心の確保が図られるべく次のとおり万全の措置を講じるよう強く要請する。

## 1 原子力発電所事故の早期収束について

### (1) 原子力緊急事態の早期収束

国は総力を結集しあらゆる手段を講じて、一刻も早い原子力緊急事態の収束に全力で取り組むこと。

### (2) 監視体制の拡充と風評被害対策

大気、土壌、海洋等の環境モニタリングを拡充して観測体制を万全にするとともに、放射性物質による広域的な汚染等の被害を明らかにし、避難住民及び被災農林水産業者を始め関係者への影響、健康への影響について、丁寧かつ分かりやすい説明を継続して行うこと。また、国は、連鎖的な風評被害が生じないよう、早急に国内外への周知に努めるとともに、風評被害に伴う損失に対し、完全な補償が行われるようにすること。加えて、国民の社会・経済活動の回復に向けて、過度な自粛ムードの払拭にも努めること。

### (3) 緊急安全対策及び今回の事故の徹底検証

今般国から事業者へ指示している「緊急安全対策」の実施については、国において迅速かつ厳格に確認を行い、その結果については国民の理解と信頼が得られるよう最大限努めること。

また、今回の事故に至った原因等について徹底検証し、耐震設計審査指針の妥当性や津波対策を早急に評価すること。なお、その結果に基づき国は十分な検討と説明責任を果たしたうえで、あらゆる対策を講じる決意を表明し、事業者に対しては必要な安全対策を早期に講じるよう強く指導すること。

### (4) 避難住民受入れ自治体への財政支援

避難の長期化が予想されている中、多くの避難住民を受け入れている自治体の避難所経費、一般経費等が増大していることから早期に災害救助法による概算請求、財政支援等について特段の配慮を行うこと。

## 2 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化について

### (1) 原子力発電所等の総点検と事故防止対策

今回の原子力災害に至った原因を徹底検証し、原子力発電所の「止める・冷やす・閉じ込める」機能を、あらゆる事象を想定したうえで、いかなる場合においても確保できるよう万全の対策を講じ、全ての原子力関係施設に対する総点検と事故防止対策を早期に実施すること。

## (2) 原子力安全規制体制の見直し

原子力発電所の安全性確保については、今回の事故の徹底検証を踏まえ、国の安全性確保に関する規制体制、安全基準等の在り方を根本から見直し、国民から信用、信頼される万全なものとする事。

## (3) 原子力事故に対する情報伝達システム等の構築

原子力発電所の事故に関する情報は、自治体及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め分かり易くかつ的確に周知徹底が図ることができる情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。

## (4) 原子力防災対策の抜本の見直し

今回の原子力災害による放射能汚染範囲を踏まえ、E P Zの拡大や避難先の選定方法など原子力防災対策の抜本の見直しを早急に行うとともに、現行の周辺地域にとどまらない広域的な防災対策及び支援措置の充実に向けて、制度の創設や弾力的運用を図るなど、国の責任において徹底した対策を講じること。また、住民の速やかな避難や緊急車両通行に必要な防災道路を早急に整備するとともに、住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災資機材の増設・整備を適切に行うこと。

## (5) 原子力医療体制の強化

被ばく医療体制に位置付けられた医療機関に対して、技術的・財政的支援を拡充強化すること。

## (6) 原子力防災対策の財源措置

国民生活の安全・安心のため、原子力防災体制の拡充強化に伴う財源は、国の責任において確実に措置すること。

### 3 将来に向けたエネルギー政策の検討について

地球環境の保全と国民の安全安心の確保や社会経済の発展を前提として、将来にわたるエネルギー政策のあり方について、国民的議論を尽くしたうえで、必要な措置を講じること。

以上 決議する。

平成23年5月19日

第158回北信越市長会総会